
きっかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！
—大切な貴金属が持ち去られたなどの事例が寄せられています—
（国民生活センターHPより）

2023年9月に、購入業者が自宅に来て物品を買い取るという訪問購入のトラブルについて国民生活センターが注意喚起をしました。

その後も多くの相談が寄せられる一方で、中には「『不用品を買い取り貧しい国に寄付する』と勧誘を受け了承したが、業者が帰ったあと指輪がなくなっていた」「身に付けていた大切な指輪を強引に要求された」などといった、きっかけは訪問購入に見える犯罪まがいの深刻なトラブル事例も複数寄せられています。事例をみると、主に80歳以上の女性が当事者となっていることから、特に注意してほしいトラブルです。

（*大分県消費生活センターでも類似した相談が発生しています。）

【相談事例】

- ふと目を離した隙に金のネックレスや指輪などを業者に持ち去られたようだ。
- 人の役に立つならと思い訪問を了承したが、業者が帰った後指輪がなくなっていた。
- 身に付けていた母の形見の指輪を業者から強引に要求され怖い思いをした。
- 一人暮らしの認知症の母親が記念硬貨を安値で買い取られていた。

【相談事例からみる問題点】

- 犯罪まがいの行為が行われる深刻な事例がみられる。
- 特定商取引法違反の疑いがある行為が行われている。
- 消費者の親切心に訴えかけるなどして断りにくくした上で勧誘を行っている。
- 判断力の低下した高齢者がトラブルにあっている。

【アドバイス】

- 突然訪問してきた購入業者は決して家に入れないようにしましょう。
- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

***消費者ホットライン：「188（いやや!）」**

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

***警察相談専用電話：「#9110」**

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国统一番号の「#9110」番をご利用ください。電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

【身近な高齢者を守るために】

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことがとても重要です。

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付していません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話： **097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



注意

**きっかけは訪問購入？
犯罪まがいの深刻なトラブル
-こんな事例が寄せられています-**



トラブルにあわないために

- ⚠️ **突然訪問してきた購入業者は家に入れない！**
- ⚠️ **購入業者から電話がかかってきても、
安易に訪問を承諾しない！**
- ⚠️ **購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、
一人で対応しない、絶対に目を離さない！**